|  |  |
| --- | --- |
| 　　　第六章　化学物質の適正な管理（用語）第八十一条の二十二　この章において「化学物質」とは、元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。２　この章において「第一種管理化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号。以下この章において「化学物質排出把握管理促進法」という。）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因となる化学物質で規則で定めるものをいう。３　この章において「第二種管理化学物質」とは、化学物質排出把握管理促進法第二条第三項に規定する第二種指定化学物質及び生活環境への影響を生じるおそれのある化学物質で規則で定めるものをいう。４　この章において「第一種管理化学物質取扱事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、規則で定める業種に属する事業を営むものであって当該事業者による第一種管理化学物質の取扱量等を勘案して規則で定める要件に該当するものをいう。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| 第五章　化学物質の適正な管理（第一種管理化学物質）第五十条の五　条例第八十一条の二十二第二項の規則で定める化学物質は、条例第三十九条の三第一項に規定する揮発性有機化合物（事業活動に伴い使用される燃料に含まれるものを除き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使用されるものにあっては一気圧の状態で沸点が摂氏一五〇度以下であるものに限る。）とする。（第二種管理化学物質）第五十条の六　条例第八十一条の二十二第三項の規則で定める化学物質は、別表第十八の十一に掲げる化学物質とする。（第一種管理化学物質取扱事業者の業種）第五十条の七　条例第八十一条の二十二第四項の規則で定める業種は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号。以下この章において「化学物質排出把握管理促進法施行令」という。）第三条各号に掲げる業種とする。 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

　　　「生活環境の保全等に関する条例と規則（化学物質関係（抄））」　２０２３（令和５）年４月１日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 一　第一種管理化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種管理化学物質又は第一種管理化学物質を含有する製品であって規則で定める要件に該当するもの（以下「第一種管理化学物質等」という。）を使用する者その他業として第一種管理化学物質等を取り扱う者二　前号に掲げる者以外の者であって、事業活動に伴って付随的に第一種管理化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| （第一種管理化学物質取扱事業者の要件）第五十条の八　条例第八十一条の二十二第四項各号列記以外の部分の規則で定める要件は、次のとおりとする。一　次のいずれかに該当すること。イ　その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種管理化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（条例第八十一条の二十二第四項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含む。）であって、化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第一号イに規定する特定第一種指定化学物質（以下「特定第一種指定化学物質」という。）以外のもののいずれかの質量（その第一種管理化学物質が化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第一号イ(1)から(19)ま　でに掲げるものであるときは、当該第一種管理化学物質が含有するそれぞれ同号イ(1)から(19)までに定める物質の質量。以下「第一種管理化学物質量」という。）が一トン以上である事業所を有していること。ロ　その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種管理化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。）であって、特定第一種指定化学物質であるもののいずれかの質量（その第一種管理化学物質が化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第一号ロ(1)から(5)までに掲げるものであるときは、当該第一種管理化学物質が含有するそれぞれ同号ロ(1)から(5)までに定める物質の質量。以下「特定第一種指定化学物質量」という。）が〇・五トン以上である事業所を有していること。二　常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。（第一種管理化学物質を含有する製品の要件）第五十条の九　条例第八十一条の二十二第四項第一号の規則で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種管理化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。一　事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品二　第一種管理化学物質が密封された状態で取り扱われる製品三　主として一般消費者の生活の用に供される製品四　再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。） | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| ５　この章及び第百五条第一項において「管理化学物質取扱事業者」とは、前項各号のいずれかに該当する事業者及び第二種管理化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種管理化学物質又は第二種管理化学物質を含有する製品であって規則で定める要件に該当するもの（以下「第二種管理化学物質等」という。）を使用する者その他業として第二種管理化学物質等を取り扱う者をいう。（化学物質適正管理指針）第八十一条の二十三　知事は、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、管理化学物質取扱事業者が講ずべき第一種管理化学物質等及び第二種管理化学物質等（以下「管理化学物質等」という。）の適正な管理に係る措置に関する指針（以下この章において「化学物質適正管理指針」という。）を定め、公表するものとする。２　化学物質適正管理指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。　一　管理化学物質等の管理の方法に関する事項　二　管理化学物質等の使用の合理化に関する事項　三　相当量の管理化学物質等の大気中若しくは公共用水域への排出又は地下浸透により、人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがあり、又は動植物の生息若しくは生育に支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあるため、緊急に対処を要する事態（以下この章において「緊急事態」という。）の発生の未然防止及び発生した緊急事態への対処に関する事項　四　管理化学物質等の管理の状況に関する府民の理解の増進に関する事項３　管理化学物質取扱事業者は、第一種管理化学物質及び第二種管理化学物質（以下「管理化学物質」という。）が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ、化学物質適正管理指針に留意して、管理化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する府民の理解を深めるよう努めなければならない。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| （第二種管理化学物質を含有する製品の要件）第五十条の十　条例第八十一条の二十二第五項の規則で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種管理化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。一　事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品二　第二種管理化学物質が密封された状態で取り扱われる製品三　主として一般消費者の生活の用に供される製品四　再生資源 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| （化学物質管理計画書の作成及び届出）第八十一条の二十四　管理化学物質取扱事業者は、事業所ごとに、化学物質適正管理指針に従い、管理化学物質等を適正に管理するための措置を定め、当該措置を記載した書類（以下この章において「化学物質管理計画書」という。）を作成しなければならない。２　第一種管理化学物質取扱事業者で規則で定めるものは、化学物質管理計画書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。（化学物質管理目標の決定等及び届出）第八十一条の二十五　管理化学物質取扱事業者は、事業所ごとに、化学物質適正管理指針に従い、管理化学物質の管理に関する目標（以下この章において「化学物質管理目標」という。）を定めるとともに、当該化学物質管理目標の達成状況を把握しなければならない。２　第一種管理化学物質取扱事業者であって前条第二項の規定により化学物質管理計画書を届け出たものは、規則で定めるところにより、毎年度、化学物質管理目標、当該化学物質管理目標の達成状況その他規則で定める事項を、知事に届け出なければならない。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| （化学物質管理計画書の届出を要する事業者等）第五十条の十一　条例第八十一条の二十四第二項の規則で定める者は、常時使用する従業員の数が五十人以上である事業所を有する第一種管理化学物質取扱事業者とする。２　条例第八十一条の二十四第二項の規定による届出は、第一種管理化学物質取扱事業者に係る事業所が、化学物質管理計画書の届出を要する事業所に該当することとなった場合にあっては該当することとなった日から六月以内に、化学物質管理計画書を変更した場合にあっては変更した日から三月以内に化学物質管理計画書作成（変更）届出書（様式第二十三号の十四）を提出して行わなければならない。（化学物質管理目標等の届出の方法等）第五十条の十二　条例第八十一条の二十五第二項の規定による届出は、毎年度九月三十日までに、化学物質管理目標決定及び達成状況届出書（様式第二十三号の十五）を提出して行わなければならない。２　条例第八十一条の二十五第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名二　事業所の名称及び所在地三　化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画四　化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容五　前号の対策の検証の結果及び第三号の計画を変更したときは変更した事項 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| （第一種管理化学物質の排出量等の把握及び届出）第八十一条の二十六　第一種管理化学物質取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種管理化学物質の排出量（第一種管理化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種管理化学物質の量に基づき算出する方法その他の規則で定める方法により当該事業所において環境に排出される第一種管理化学物質の量として算出する量をいう。）、移動量（その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種管理化学物質の量として規則で定める方法により算出する量をいう。）及び取扱量（その事業活動に係る第一種管理化学物質の製造量、使用量その他の取扱量として規則で定めるところにより算出する量をいう。次条において同じ。）（以下「排出量等」という。）を、規則で定めるところにより、把握しなければならない。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| （第一種管理化学物質の排出量等の算出の方法）第五十条の十三　条例第八十一条の二十六第一項の第一種管理化学物質の排出量に係る規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種管理化学物質の排出量は、特定第一種指定化学物質にあっては特定第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質以外の第一種管理化学物質にあっては第一種管理化学物質量によって算出するものとする。一　第一種管理化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種管理化学物質の量に基づき算出する方法二　当該事業所における排出物（環境に排出される物質をいう。以下この条において同じ。）に含まれる第一種管理化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法三　製造量、使用量その他の第一種管理化学物質等の取扱量に関する数値と当該第一種管理化学物質の排出量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法四　蒸気圧、溶解度その他の第一種管理化学物質の物理的化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所における排出物に含まれる当該第一種管理化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される排出物に含まれる当該第一種管理化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法五　前各号に掲げるもののほか、当該事業所において環境に排出される第一種管理化学物質の量を的確に算出できると認められる方法２　条例第八十一条の二十六第一項の第一種管理化学物質の移動量に係る規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種管理化学物質の移動量は、特定第一種指定化学物質にあっては特定第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質以外の第一種管理化学物質にあっては第一種管理化学物質量によって算出するものとする。一　第一種管理化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種管理化学物質の量に基づき算出する方法二　当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種管理化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法三　製造量、使用量その他の第一種管理化学物質等の取扱量に関する数値と当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種管理化学物質の量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 生活環境の保全等に関する条例 |
| 四　溶解度その他の第一種管理化学物質の物理的化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる当該第一種管理化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される廃棄物に含まれる当該第一種管理化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法五　前各号に掲げるもののほか、事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種管理化学物質の量を的確に算出できると認められる方法３　条例第八十一条の二十六第一項の第一種管理化学物質の取扱量の算出は、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第一種管理化学物質の取扱量は、特定第一種指定化学物質にあっては特定第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質以外の第一種管理化学物質にあっては第一種管理化学物質量によって算出するものとする。一　当該事業所において製造し、又は使用する製品に含まれる第一種管理化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法二　当該事業所において使用する製品に含まれる第一種管理化学物質の濃度に関して製品の供給者から提供を受けた情報に基づき算出する方法三　前二号に掲げるもののほか、その事業活動に係る第一種管理化学物質の製造量、使用量その他の取扱量を的確に算出できると認められる方法（第一種管理化学物質の排出量等の把握）第五十条の十四　条例第八十一条の二十六第一項の規定による第一種管理化学物質の排出量、移動量及び取扱量の把握は、次に定めるところにより行うものとする。一　事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。イ　当該事業所においてその年度に業として取り扱う第一種管理化学物質（当該年度に業として取り扱う製品（条例第八十一条の二十二第四項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含み、特定第一種指定化学物質を除く。）であって、その第一種管理化学物質量が一トン以上であるものの排出量、移動量及び取扱量ロ　当該事業所においてその年度に業として取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品に含有されるものを含む。）であって、その特定第一種指定化学物質量が〇・五トン以上であるものの取扱量二　排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握すること。イ　大気への排出ロ　公共用水域への排出ハ　当該事業所における土壌への排出（ニに掲げるものを除く。）ニ　当該事業所における埋立処分 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| ２　第一種管理化学物質取扱事業者は、規則で定めるところにより、第一種管理化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種管理化学物質の排出量等に関し規則で定める事項を知事に届け出なければならない。３　前二項の規定にかかわらず、化学物質排出把握管理促進法第五条第一項の規定により把握すべき事項又は同条第二項の規定により届け出るべき事項については、把握し、又は届け出ることを要しない。（届出事項の集計及びその結果の公表）第八十一条の二十七　知事は、第八十一条の二十五第二項の規定により届け出られた化学物質管理目標及び前条第二項の規定により届け出られた排出量等（取扱量を除く。）に係る事項を、規則で定めるところにより集計し、その結果を公表するものとする。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| 三　移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握すること。イ　下水道への移動ロ　当該事業所の外への移動（イに掲げるものを除く。）四　取扱量については、次に掲げる区分ごとの取扱量を把握すること。イ　当該事業所における製造（製造過程における副生成を含む。ハにおいて同じ。）ロ　当該事業所における使用ハ　製造又は使用以外の取扱い（第一種管理化学物質の排出量等の届出の方法等）第五十条の十五　条例第八十一条の二十六第二項の規定による届出は、毎年度九月三十日までに、第一種管理化学物質排出量等届出書（様式第二十三号の十六）を提出して行わなければならない。２　条例第八十一条の二十六第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名二　事業所の名称及び所在地三　事業者が常時使用する従業員の数四　事業所において常時使用される従業員の数五　事業所において行われる事業が属する業種六　事業所における第一種管理化学物質の用途七　条例第八十一条の二十六第一項の規定により排出量、移動量及び取扱量を把握した第一種管理化学物質の名称並びに当該第一種管理化学物質に係る前条第二号から第四号までに掲げる区分ごとの排出量、移動量及び取扱量八　前年度に特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第二項の規定による届出又は条例第八十一条の二十六第二項の規定による届出をした第一種管理化学物質取扱事業者にあっては、次に掲げる事項イ　事業所ごとの第一種管理化学物質の排出量及び移動量の増減に関する事項ロ　届出をする事業所の数の変動に関する事項（届出事項の集計の方法）第五十条の十六　条例第八十一条の二十七の規定による化学物質管理目標に係る事項の集計は、管理化学物質の種類ごとに、排出量及び移動量の削減その他の管理の改善の方法ごとの目標及びその達成状況について、それぞれ次に掲げる項目ごとに行うものとする。一　市町村二　業種三　事業所において常時使用される従業員の数の区分　 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| （緊急事態の発生時における措置）第八十一条の二十八　管理化学物質取扱事業者は、当該事業所において、施設の破損その他の事故により緊急事態が発生したときは、直ちに、引き続く当該緊急事態の除去、改善又は拡大の防止のための応急の措置を講じ、かつ、当該緊急事態の状況を知事に通報するとともに、速やかに、その講じた措置の概要その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。２　知事は、管理化学物質取扱事業者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。３　知事は、第一項の緊急事態が発生した場合において、当該緊急事態の再発を防止するため必要があると認めるときは、当該管理化学物質取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。（緊急事態の発生時における情報の提供）第八十一条の二十九　知事は、第八十一条の二十四第二項の規定による届出をした第一種管理化学物質取扱事業者の事業所において緊急事態が生じたときは、当該事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置していない市町村にあっては、市町村長）及び消防署長その他当該緊急事態の除去、改善又は拡大の防止のための活動を行う者に対し、化学物質管理計画書の情報を提供することができる。（管理化学物質に関する情報の提供）第八十一条の三十　知事は、事業者が行う化学物質の管理の適正化を促進し、化学物質に関する府民の理解を深めるため、管理化学物質の性状及び生活環境への影響並びに府の区域における環境中の濃度その他の管理化学物質に関する情報を提供するものとする。（事業者間における情報の提供等）第八十一条の三十一　管理化学物質取扱事業者は、管理化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（第一種管理化学物質を含有する製品にあっては、当該製品の質量に対する第一種管理化学物質の質量の割合を含む。）その他の管理化学物質の適正管理に資する情報を収集し、次に掲げる者が管理化学物質を適正に取り扱うことができるよう当該情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。　一　管理化学物質取扱事業者から管理化学物質等の譲渡又は提供を受ける事業者　二　管理化学物質取扱事業者から管理化学物質等の保管又は運搬の委託を受ける事業者　三　管理化学物質取扱事業者から管理化学物質等に係る施設の運転、点検又は補修の委託を受ける事業者　四　管理化学物質取扱事業者から管理化学物質を含有する廃棄物の処理の委託を受ける事業者 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| ２　条例第八十一条の二十七の規定による第一種管理化学物質の排出量等に係る事項の集計は、第一種管理化学物質の種類ごとに、それぞれ前項各号に掲げる項目ごとに行うものとする。（緊急事態の発生時における届出事項）第五十条の十七　条例第八十一条の二十八第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名二　事業所の名称及び所在地三　事業所において行われる事業が属する業種四　緊急事態の状況について次に掲げる事項イ　発生日時ロ　緊急事態の概要ハ　大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透した管理化学物質の種類及び量ニ　事業所の周辺における被害の状況五　応急の措置の概要六　緊急事態が発生した原因の概要七　再発防止のために講じた措置の概要八　条例第八十一条の二十六第二項の規定による届出を要しない事業者にあっては、当該事業所における前年度の管理化学物質の排出量、移動量及び取扱量 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 第八章　雑則（環境審議会への諮問）第百三条　知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。　一　第十七条第三項に規定する届出施設　二　第十八条第一項の規制基準　三　第四十九条第二項に規定する届出施設　四　第五十条第一項の排出水に係る排水基準　五　第五十一条第一項の特定事業場排出水に係る排水基準　六　第七十条第一項に規定する特定用途　七　第七十条第二項に規定する技術的基準　八　第八十一条の二十二第二項に規定する第一種管理化学物質及び同条第三項に規定する第二種管理化学物質　九　第八十二条第一項に規定する届出施設　十　第八十二条第二項に規定する特定建設作業　十一　第八十四条の規制基準（市町村長の意見聴取）第百四条　知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。　一　第七十条第一項に規定する地下水採取規制地域　二　第八十三条第一項の規制地域　三　第九十八条の規則で定める区域（報告及び検査）第百五条　知事は、この条例（第三章第三節、第六十四条及び第五章第三節の規定を除く。）の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭（以下「汚染物質等」という。）を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設若しくは管理化学物質等の排出、移動若しくは取扱いに係る施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等し、若しくは管理化学物質等を排出等する施設その他の物件を検査させることができる。　一　ばい煙等排出者　二　第四十一条の四（第百条の二において準用する場合を含む。）の規定により勧告を行う必要があると知事が認める者　三　第四十六条第二項の規定により勧告を受けた者　四　第四十七条の規定に違反するおそれがあると知事が認める者　五　第四十九条第三項に規定する排出水を排出する者又は同条第四項に規定する特定事業場排出水を排出する者　六　第七十六条の規則で定める者　七　第七十七条に規定する地下浸透水を浸透させる者　八　管理化学物質取扱事業者　九　規制地域内において第八十二条第二項に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| 　　　第七章　雑則 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 　十　規制地域内において第八十五条の規則で定める工場又は事業場から騒音又は振動を発生させる者　十一　第九十六条第一項から第三項までに規定する商業宣伝を目的として拡声機を使用する者　十二　第九十七条の規定により音響機器の使用の制限を受ける者　十三　第九十八条の規定により営業又は作業の制限を受ける者２　知事は、第三章第三節の規定の施行に必要な限度において、解体等工事の元請業者、下請負人若しくは自主施工者に対し、第四十条の三第一項若しくは第二項の調査、同条第一項若しくは第二項の規定による事前調査書面の作成若しくは特定粉じん排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、解体等工事の場所その他解体等工事の元請業者、下請負人若しくは自主施工者の事務所等に立ち入り、当該調査、事前調査書面の作成若しくは特定粉じん排出等作業の実施状況を検査させることができる。３　知事は、第三章第三節の規定の施行に必要な限度において、解体等工事の発注者又は自主施工者に対し、第四十条の三第一項若しくは第二項の調査若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による事前調査書面の作成に係る建築物等の設計図書の提供又は特定建築材料の使用状況、施工方法、工期、工事費その他建設工事の請負契約に関する事項その他必要な事項についての報告を求めることができる。４　知事は、第六十四条の規定の施行に必要な限度において、施設又は設備等の故障、破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液を公共用水域に流出させる事故を発生させた事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事業所等に立ち入り、事故の状況その他必要な事項を検査させることができる。５　知事は、第五章第三節第二款及び第三款の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。一　土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等二　管理区域の土地の所有者等三　管理区域の土地において汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更を行い、又は行った者６　知事は、第五章第三節第四款の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の事務所、当該汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。一　汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者二　汚染土壌の運搬を行った者 | 生活環境の保全等に関する条例 |
|  | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| ７　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。（公表）第百六条　知事は、第三十五条第一項から第三項まで、第四十条の十第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定若しくはこれらに相当する法律の規定又は第八十五条の規定に違反している者があると認めるときは、必要に応じ、その旨を公表するものとする。２　知事は、第八十一条の七又は第八十一条の二十八第三項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。３　知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。（改善等の要請）第百七条　知事は、この条例に定めのあるもののほか、公害の防止のため特に必要があると認めるときは、工場又は事業場に設置する施設から汚染物質等を発生し、排出し、飛散させ、又は浸透させる者に対し、当該施設の構造又は使用若しくは管理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。（この条例の予想しない公害に対する措置）第百八条　知事は、この条例の予想しない物質、作用等の原因によって生じた大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭が人の健康又は生活環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。（公害以外の被害の防止等）第百九条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害以外の人の健康又は生活環境に係る被害を発生させないよう努めなければならない。２　知事は、事業活動その他の人の活動に伴って、公害以外の人の健康若しくは生活環境に係る著しい影響が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、これを防止するために必要な措置を講ずるものとする。（経過措置）第百十条　この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| （身分証明書）第七十八条　条例第百五条第八項の証明書は、身分証明書（様式第三十二号）とする。２　知事が必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、条例第百五条第八項の証明書は、様式省令別記様式の例によることができる。 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| （事務処理の特例）第百十一条　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、島本町及び田尻町の区域に係るものは、当該市又は町が処理することとする。一　第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第三十条及び第三十四条の規定による届出の受理に関する事務二　第五十二条から第五十四条まで、第五十七条及び第五十八条第三項の規定による届出の受理に関する事務三　第八十六条第一項、第九十条第一項及び第九十四条第一項の規定による勧告に関する事務四　第八十六条第二項、第九十条第二項及び第九十四条第二項の規定による命令に関する事務五　第八十七条第一項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十三条第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事務六　第九十九条の警告及び同条の規定による命令に関する事務（第九十六条第二項及び第九十八条の規定に違反した者に係るものを除く。）七　第百一条の規定による意見の陳述に関する事務八　第百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第三号から第六号まで、次号及び第十号に掲げる事務に係るものに限る。）九　第百六条第一項の規定による公表及び同条第三項の意見の聴取に関する事務（第八十五条の規定に違反している者に係るものに限る。）十　第百七条の規定による要請に関する事務（騒音又は振動を発生させる者に対するものに限る。）２　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大東市、高石市及び岬町の区域に係るものは、当該市又は町が処理することとする。一　前項各号に掲げる事務二　第九十九条の警告及び同条の規定による命令に関する事務（第九十八条の規定に違反した者に係るものに限る。）三　第百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（前号に掲げる事務に係るものに限る。）３　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって守口市、和泉市及び熊取町の区域に係るもの（守口市の区域にあっては第八号から第二十四号まで、第二十七号及び第二十九号に掲げる事務を除き、和泉市の区域にあっては第二号に掲げる事務を除き、熊取町の区域にあっては第三号から第七号まで、第二十五号、第二十六号、第二十八号及び第三十号に掲げる事務を除く。）は、当該市又は町が処理することとする。一　第一項各号に掲げる事務二　前項第二号及び第三号に掲げる事務 | 生活環境の保全等に関する条例 |
|  | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 三　第五十五条、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十四条第二項及び第六十八条の規定による命令に関する事務四　第五十六条第二項の規定による期間の短縮に関する事務五　第六十四条第一項の規定による届出の受理に関する事務六　第七十九条第一項及び第八十条第二項の規定による命令に関する事務七　第八十条第一項の規定による届出の受理に関する事務八　第八十一条の四第一項、第五項及び第六項並びに第八十一条の五各項並びに第八十一条の六第一項から第三項まで並びに第八十一条の九第九項の規定による報告の受理に関する事務九　第八十一条の四第一項ただし書及び第八十一条の六第三項ただし書の確認に関する事務十　第八十一条の四第二項及び第八十一条の九第五項の規定による通知に関する事務十一　第八十一条の四第三項（第八十一条の六第四項において準用する場合を含む。）、第八十一条の十三第一項から第四項まで、第八十一条の十六第一項から第三項まで及び第八十一条の二十一第六項（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務十二　第八十一条の四第四項（第八十一条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認の取消しに関する事務十三　第八十一条の七の規定による勧告に関する事務十四　第八十一条の八第一項、第八十一条の十二第一項及び第八十一条の二十一の四の三第三項の規定による指定並びに第八十一条の八第四項及び第五項並びに第八十一条の十二第二項及び第三項の規定による指定の解除に関する事務十五　第八十一条の八第二項（同条第六項及び第八十一条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示に関する事務十六　第八十一条の九第一項の規定による指示及び計画の受理に関する事務十七　第八十一条の九第二項、第四項及び第八項並びに第八十一条の十三第五項、第八十一条の十六第四項並びに第八十一条の二十の規定による命令に関する事務十八　第八十一条の九第三項の規定による計画の受理に関する事務十九　第八十一条の十三第一項第一号の規定による確認に関する事務二十　第八十一条の十五第一項の規定による台帳の調製及び保管並びに同条第三項の閲覧に関する事務二十一　第八十一条の十九第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認に関する事務 | 生活環境の保全等に関する条例 |
|  | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 二十二　第八十一条の二十一の三第二項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第八十一条の二十一の三の二第二項の規定による指導又は助言に関する事務二十三　第八十一条の二十一の三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収に関する事務二十四　第八十一条の二十一の四の三第四項の規定による報告及び資料の徴収並びに同項の規定による立入検査に関する事務二十五　第百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第一項第二号並びに第三号、第四号、第六号、第七号、第二十八号及び第三十号に掲げる事務に係るものに限る。）二十六　第百五条第四項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務二十七　第百五条第五項及び第六項の報告の徴収及びこれらの規定による立入検査に関する事務（第八号から第二十一号まで及び第二十九号に掲げる事務に係るものに限る。）二十八　第百六条第一項の規定による公表及び同条第三項の意見の聴取に関する事務（第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。）二十九　第百六条第二項の規定による公表及び当該公表に係る意見の聴取に関する事務（第八十一条の七の規定による勧告を受けた者に係るものに限る。）三十　第百七条の規定による要請に関する事務（汚水又は廃液を排出し、又は浸透させる者に対するものに限る。）４　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域に係るもの（大阪市、吹田市、富田林市及び千早赤阪村の区域にあっては第二号に掲げる事務を除き、高槻市の区域にあっては第一号に掲げる事務（第一項第三号から第十号までに掲げる事務に限る。）を除き、寝屋川市の区域にあっては第十六号から第二十号まで、第二十二号及び第二十六号に掲げる事務を除く。）は、当該市、町又は村が処理することとする。一　第一項各号に掲げる事務二　第二項第二号及び第三号に掲げる事務三　前項第三号から第三十号までに掲げる事務四　第二十五条及び第三十七条第一項から第三項までの規定による命令に関する事務五　第二十九条の規定による期間の短縮に関する事務六　第四十条の四第一項の規定による勧告に関する事務 | 生活環境の保全等に関する条例 |
|  | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 七　第四十条の四第二項及び第三項の規定による要求に関する事務八　第四十条の四第四項の情報の提供に関する事務九　第四十条の七第一項及び第二項並びに第四十条の八第一項の規定による届出の受理に関する事務十　第四十条の八第二項の規定による要求に関する事務十一　第四十条の九及び第四十条の十一の規定による命令に関する事務十二　第四十条の十第二項の情報の提供に関する事務十三　第四十条の十三の二第一項及び第二項の規定による通知に関する事務十四　第四十三条の規定による意見の陳述に関する事務十五　第四十八条の警告及び同条の規定による命令に関する事務十六　第八十一条の二十四第二項、第八十一条の二十五第二項及び第八十一条の二十六第二項の規定による届出の受理に関する事務十七　第八十一条の二十八第一項の規定による通報の受理及び同項の規定による届出の受理に関する事務十八　第八十一条の二十八第二項の規定による命令に関する事務十九　第八十一条の二十八第三項の規定による勧告に関する事務二十　第八十一条の二十九の規定による情報の提供に関する事務二十一　第百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第一項第一号並びに第四号、第五号、第十五号、第二十五号及び第二十七号に掲げる事務に係るものに限る。）二十二　第百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第十六号から第十九号までに掲げる事務に係るものに限る。）二十三　第百五条第二項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務二十四　第百五条第三項の報告の徴収に関する事務二十五　第百六条第一項の規定による公表及び同条第三項の意見の聴取に関する事務（第三十五条第一項から第三項まで若しくは第四十条の十第一項の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。）二十六　第百六条第二項の規定による公表及び同条第三項の意見の聴取に関する事務（第八十一条の二十八第三項の規定による勧告を受けた者に係るものに限る。）二十七　第百七条の規定による要請に関する事務（ばい煙又は粉じんを排出し、又は飛散させる者に対するものに限る。） | 生活環境の保全等に関する条例 |
|  | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 第百十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。一　第十九条第一項の規定による届出（粉じんに係る届出施設に係る届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者二　第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者三　第二十三条第一項の規定による届出（粉じんに係る届出施設に係る届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者四　第二十七条の規定に違反した者五　第五十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者六　第五十六条第一項の規定に違反した者七　第七十一条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者八　第八十八条第一項、第八十九条第一項又は第九十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者九　第百五条第一項（第二号を除く。）、第二項、第三項、第五項（第一号を除く。）若しくは第六項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項（第二号を除く。）、第二項、第五項（第一号を除く。）若しくは第六項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者第百十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第百十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。第百十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。一　第八十一条の九第九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者二　第八十一条の十三第二項若しくは第三項、第八十一条の十六第三項又は第八十一条の二十一第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者三　第八十一条の二十四第二項、第八十一条の二十五第二項又は第八十一条の二十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 | 生活環境の保全等に関する条例 |
|  | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |
|  | 生活環境の保全等に関する条例 |
| 　　　附　則（平成一九年規則第八号）　この規則は、公布の日から施行する。　　　附　則（平成一九年規則第一〇一号）　この規則は、平成二十年一月一日から施行する。　　　附　則（平成二〇年規則第四〇号）（施行期日）１　この規則は、平成二十年四月一日から施行する。（経過措置）２　改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第五第二号の表四の項に規定する規制基準は、この規則の施行の際現に設置されている改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第三第二号の表に掲げる届出施設（設置の工事がされているものを含む。）において発生し、大気中に排出される指定有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号。以下「条例」という。）第十八条第二項第三号に規定する指定有害物質をいう。）については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から一年間は、適用しない。３　次の表の上欄に掲げる施設のうち、施行日から平成二十一年三月三十一日までの間に同表の下欄に掲げる施設となった施設（当該施設の設置により同表の下欄に掲げる施設となった当該施設を除く。）において発生する有害物質（条例第十八条第二項各号列記以外の部分に規定する有害物質をいう。）を大気中に排出する者に対する第七条第一項の規定は、条例第三十五条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項及び第二項に係る場合にあっては、当該施設が次の表の下欄に掲げる施設となった日から平成二十一年三月三十一日までの間は、適用しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療業の用に供する消毒施設 | 医療業の用に供する滅菌施設 |
| 別表第三第二号の表十一の項のロに掲げる施設 | 別表第三第二号の表十一の項のイに掲げる施設 |

４　施行日から平成二十三年三月三十一日までの間における新規則第五十条の十一第一項の規定の適用については、「第一種管理化学物質取扱事業者」とあるのは、「第一種管理化学物質取扱事業者（ 常時使用する従業員の数が三百人以上である第一種管理化学物質取扱事業者に限る。）」とする。５　新規則第五十条の十一第一項の規定の適用については、当分の間、「事業所」とあるのは、「事業所（ 化学物質排出把握管理促進法施行令第三条第十三号に定める業種に属する事業所を除く。）」とする。６　特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）第三条第十三号に定める業種に属する事業所を有する条例第八十一条の二十二第四項に規定する第一種管理化学物質取扱事業者に対する新規則第五十条 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 生活環境の保全等に関する条例 |
| の十五第二項の規定の適用については、当分の間、「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号、第三号及び第八号ロに掲げる事項」とする。７　この規則の施行の際旧規則様式第三十三号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、新規則様式第三十三号の規定により交付された身分証明書とみなす。８　旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。　　　附　則（平成二〇年規則第四一号）（施行期日）１　この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中第十六条の十三の次に十条を加える改正規定（第十六条の十六及び第十六条の二十一から第十六条の二十三までに係る部分に限る。）、第七十八条の改正規定、様式第七号の三の次に五様式を加える改正規定（様式第七号の七及び様式第七号の八に係る部分に限る。）及び様式第三十三号の改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。（経過措置）２　この規則の施行の際現に届出施設（大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）第四十九条第二項に規定する届出施設をいう。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該届出施設を設置している工場又は事業場に係る排出水（同条第三項に規定する排出水をいう。）についての排水基準は、この規則の施行の日から平成二十年九月三十日までは、改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第十三第五号の表亜鉛含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。３　この規則の施行の際改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第三十三号の規定により交付されている身分証明書は、新規則様式第三十三号の規定により交付された身分証明書とみなす。４　旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。　　　※第２項の「従前の例」→「一リットルにつき五ミリグラム」　　　附　則（平成二〇年規則第一〇六号）この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 附　則（平成二二年条例第二九号）（施行期日）１　この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第九項の規定は規則で定める日から、第三条の規定は同年十月一日から施行する。（一定規模以上の面積の土地の形質の変更の届出に関する経過措置）２　平成二十二年五月一日前に土地の形質の変更（改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第八十一条の三第一項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に着手する者に対する新条例第八十一条の五の規定の適用については、同条第一項中「当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに」とあるのは「あらかじめ」と、同条第二項中「ダイオキシン類が発生し、又は処理された可能性があると認められる場合」とあるのは「特定有害物質が製造され、使用され、又は処理された可能性があると認められる場合（ダイオキシン類にあっては、ダイオキシン類が発生し、又は処理された可能性があると認められる場合）」と、「ダイオキシン類による」とあるのは「管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による」とする。３　新条例第八十一条の五第一項に規定する土地の形質の変更が改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第八十一条の四第一項ただし書に規定する場合におけるものである場合は、平成二十二年八月一日以後に当該土地の形質の変更に着手する場合を除き、新条例第八十一条の五第一項の規定は、同日の前日までの間は、適用しない。（過去の管理有害物質の使用の状況等についての調査等に関する経過措置）４　旧条例第八十一条の四第三項の規定によりした調査及び報告は新条例第八十一条の五第二項の規定によりした調査及び報告と、旧条例第八十一条の五第二項の規定によりした調査及び報告は新条例第八十一条の六第一項の規定によりした調査及び報告とみなす。（指定区域の指定に関する経過措置）５　この条例の施行の際現に旧条例第八十一条の八第一項の規定により指定されている土地の区域は、新条例第八十一条の十二第一項の規定により指定された同条第二項に規定する要届出管理区域とみなす。（管理区域台帳に関する経過措置）６　この条例の施行の際現に存する旧条例第八十一条の九第一項の規定による管理区域の台帳は、新条例第八十一条の十五第一項の規定による要届出管理区域の台帳とみなす。（措置命令に関する経過措置）７　この条例の施行前にした旧条例第八十一条の十第一項又は第二項の規定による命令については、なお従前の例による。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| 　　　附　則（平成二一年規則第七六号）（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二十三号の改正規定は、平成二十二年一月一日から施行する。（経過措置）２　改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第五十条の八及び別表第十八の九の規定は、平成二十二年度以降において把握すべき大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）第八十一条の二十二第二項に規定する第一種管理化学物質（以下「第一種管理化学物質」という。）の同条例第八十一条の二十六第一項に規定する排出量等（以下「排出量等」という。）及び平成二十三年度以降において届け出るべき第一種管理化学物質の排出量等について適用し、平成二十一年度において把握すべき第一種管理化学物質の排出量等及び平成二十二年度において届け出るべき第一種管理化学物質の排出量等については、なお従前の例による。３　改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 附　則（令和四年条例第二九号）（施行期日）１　この条例中第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。（経過措置）２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| 附　則（令和四年規則第四一号）（施行期日）１　この規則中第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は同年十月一日から、第三条の規定は令和五年四月一日から施行する。（経過措置）２　第一条の規定の施行の際現に設置されている大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年大阪府条例第二十九号。以下「改正条例」という。）第一条の規定による改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府第六号）第十七条第五項に規定する届出施設（設置に係る工事に着手されているものを含む。）であって、第一条の規定による改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第五第四号の表に規定する規制基準の適用を受けていたものについては、第一条の規定の施行の日から起算して一年間は、引き続き同表に規定する規制基準に適合する限り、第一条の規定による改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第五第三号の表に規定する規制基準に適合するものとみなす。３　第三条の規定による改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第五十条の五及び第五十条の八の規定は、令和六年度以後において届け出るべき改正条例第二条の規定による改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「令和五年新条例」という。）第八十一条の二十二第二項に規定する第一種管理化学物質（以下「第一種管理化学物質」という。）の令和五年新条例第八十一条の二十六第一項に規定する排出量等（以下「排出量等」という。）について適用し、令和五年度において届け出るべき第一種管理化学物質の排出量等については、なお従前の例による。４　第一条の規定の施行の際旧規則様式第三十二号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、新規則様式第三十二号の規定により交付された身分証明書とみなす。５　旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。附　則（令和四年規則第八五号）この規則は、令和四年十二月一日から施行する。 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

|  |  |
| --- | --- |
| 附　則（令和五年条例第一九号）この条例は、令和五年四月一日から施行する。 | 生活環境の保全等に関する条例 |
| 附　則（令和五年規則第一五号）（施行期日）１　この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）２　第二条の規定による改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則様式第二十三号の十六の規定は、令和六年度以後における大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）第八十一条の二十六第二項の規定による届出について適用し、令和五年度における同項の規定による届出については、なお従前の例による。 | 生活環境の保全等に関する条例施行規則 |

別表第十八の十　削除

|  |
| --- |
| 一　アンモニア二　一酸化炭素三　一酸化窒素四　一酸化二窒素五　塩化アンモニウム六　塩化水素七　塩素八　黄リン九　五塩化リン十　五酸化二窒素十一　三塩化リン十二　三酸化硫黄十三　三酸化二窒素十四　四酸化二窒素十五　硝酸十六　二酸化硫黄十七　二酸化窒素十八　フッ化珪素十九　フッ素二十　ホスゲン二十一　メルカプタン類（化学物質排出把握管理促進法第二条第二項に規定する第一種指定化学物質及び同条第三項に規定する第二種指定化学物質を除く。）二十二　硫化水素二十三　硫酸二十四　リン化水素二十五　リン酸 |

別表第十八の十一（第五十条の六関係）